

東海村告示第 143 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により，次のとおり公示送達する。

なお，送達すべき書類については，当職が保管し，申出によりいつでも交付するものとする。

令和 8 年 8 月 20 日

東海村長 山 田 修



氏名（名称）	送達書類
菊池 昭	令和 8 年度固定資産税・都市計画税第 2 期督促状
福地 信行	令和 8 年度固定資産税・都市計画税第 2 期督促状
菊池 利仁	令和 8 年度固定資産税・都市計画税第 2 期督促状
永山 誠	令和 8 年度固定資産税・都市計画税第 2 期督促状